

よくあるお問い合わせ

日本胆道学会認定 新規・更新指導医申請について

申請書に関して

1	<p>Q 申請書は全て手書きですか？</p> <p>A 全て手書きでなくて結構です。申請書に合わせて、わかるようご提出ください。</p>
2	<p>Q 申請書に添付する必要書類は、申請書に合わせて縮小コピーが必要ですか？</p> <p>A 必要書類は所定台紙の枠内に貼付してください。足りない場合は台紙をコピーして使用してください。縮小コピーも可能ですが、重ね貼りはしないでください。発表者名(申請者)、学会名、発表年が読み取れない場合はお戻しする場合があります。</p>
3	<p>Q 所属は大学病院なのですが、出向先の病院で勤務しています。その場合、推薦状の施設長とはどちらの署名が必要でしょうか？</p> <p>A 実際に勤務をしている施設の施設長(出向先)に署名をしていただいでください。</p>
4	<p>Q 「施設長の推薦書」：施設長の氏名を記入するようになっていますが、大学病院なので科長である教授の名前でいいですか？あるいは院長の名前ですか？また、直筆でないといけませんか？</p> <p>A 「施設長の推薦書」は、ご所属の主任教授ではなく施設長(病院長)の ご署名・ご捺印(公印)です。直筆でなくても結構です。</p>
5	<p>Q 推薦者は胆道学会の名誉会員でもよいですか？</p> <p>A 名誉会員やその他、役員は認められません。勤務先の施設長に署名をいただいでください。</p>
6	<p>Q 申請者が施設の院長の場合、申請書の推薦書は自分を推薦するということでよろしいでしょうか？</p> <p>A そのように申請してください。</p>
7	<p>Q 「履歴書」：職歴は、過去5年間を書けばよいですか？</p> <p>A 医師になってからの職歴全てを記載してください。</p>
8	<p>Q 開業予定なのですが、指導医申請は可能でしょうか？</p> <p>A 指導医資格の新規申請時には、認定施設に常勤勤務していることが条件となります。すでに指導医資格を有している先生が認定施設を退職されても、個人資格として指導医資格を保持でき、更新申請は可能です。(2026年3月規則改正)</p>
9	<p>Q 審査料はどのようにお支払をしたらよろしいでしょうか。事前に振込が必要でしょうか？</p> <p>A 日本胆道学会認定指導医制度 施行細則 第3条、申請期間中のホームページ案内、申請書様式の最終頁 に振込先を記載しております。申請期間中にお振込ください。</p>
10	<p>Q 現在、常勤ではなく非常勤として病院に勤務しています。指導医申請の対象でしょうか？</p> <p>A 非常勤は新規申請の対象外です。常勤勤務していることが新規指導医申請の条件です。日本胆道学会認定指導医制度規則 第4条(9) ご参照ください。</p>
11	<p>Q 常勤の定義は？</p> <p>A 本申請における「常勤」の扱い：週24時間程度勤務していること と定義しています。</p>

カテゴリーに関して

12	<p>Q 指導医カテゴリーは複数申請可能とあるが、全て申請しても良いですか？</p> <p>A 条件を満たしていれば申請可能です。</p>
13	<p>Q 指導医申請書の「指導医カテゴリー」 6. 放射線診断 7. 癌放射線治療 8. 病理診断 について 「通常、大学病院では放射線医や病理医がいる為、診断は各専門のドクターが診断してその診断結果を臨床医へレポートにて報告されます。特に8、病理診断に関しては病理医が選択して申請する項目かと思いますが、いかがですか。臨床医にとって報告されたレポートはあくまでも参考であり、実際には読影をしております。内科医も外科医も読影はしていると思いますので、担当した患者さんの症例数を記載して 申請してよろしいのでしょうか」</p> <p>A 6→放射線科専門医を有していて、診断を専門にし、胆道学会指導医を希望される方 7→放射線科専門医を有していて、放射線治療を専門にし、胆道学会指導医を希望される方 8→病理専門医を有していて、病理診断を専門とし、胆道学会指導医を希望される方</p> <p>ゆえに内科医、外科医を対象にしておりません。勿論、内科医、外科医でも病理専門医や放射線科専門医をお持ちでしたらご申請いただいて結構です。</p>
14	<p>Q 指導医カテゴリーを複数申請すると、認定費用は追加となりますか？</p> <p>A 追加で費用はかかりません。</p>
15	<p>Q 指導医カテゴリーを追加するとき、申請費用はかかりますか？</p> <p>A 指導医更新と同時に、新規で追加カテゴリーを申請される場合は、追加で費用はかかりません。しかし、更新期ではない年にカテゴリーのみ新規で追加申請される場合は、申請料は必要で、認定料は不要です。</p>
16	<p>Q 指導医カテゴリーの追加に必要な書類は？</p> <p>A 既に指導医資格を保持されているため、新規申請書一式で揃えられなくても結構です。 下記①～③をご提出ください。 ご不明点がございましたら事務局へお問合せください。</p> <p>① 新規申請書の1ページ目 ② 診療実績一覧表(希望する分野を選択し、該当症例数を記載する) ③ 診療実績症例一覧表(追加申請を希望するカテゴリーの症例要約を記載する) (カテゴリー6.7.8 の追加申請には③は不要です)</p>

研修実績に関して

17	<p>Q 学会出席証がない場合はどうしたらよいですか？</p> <p>A 原則として出席証明書のコピーが必要です。再発行はいたしませんので取扱いには注意し、次回申請してください。</p>
18	<p>Q 胆道学会以外で、胆道に関する学会発表を行った場合、研修実績となるのでしょうか？</p> <p>A 研修実績となりません。2023 年申請から「学会発表」は、胆道学会での発表(10 点)のみ申請いただけます。</p>
19	<p>Q 過去の学会出席証明書や抄録などを処分してしまった。参加や発表は確実にしているが申請書に添付するコピーができない状況です。どうしたらよいですか？</p> <p>A 制度規則 第 5 条 第 9 条にも記載がありますように、学会出席、学会発表、論文発表のご申請には原則、証明として各写しが必要です。準備できない業績は、申請されましても点数加算対象外となりますので、ご注意ください。なお、胆道学会ホームページ会員ページ(各巻 3 号 抄録集)、メディカルオンライン等ご参考になさってください。 機関誌「胆道」J-STAGE https://www.tando.gr.jp/journal/jjba/ メディカルオンライン https://www.medicalonline.jp/</p>
20	<p>Q 過去 5 年間とあるが、厳密に 5 年前までの業績を記載しなくてはいけませんか？ 5 年以上前の業績は認められないのでしょうか？(例:6 年前 など)</p> <p>A 制度規則細則に記載されている通り、申請対象期間は申請時から遡って過去 5 年間です。5 年以内の業績が不足する場合は、次回ご申請ください。</p>
21	<p>Q 学会事務局に抄録をコピーお願いすることはできますか？</p> <p>A 学会事務局ではいたしません。</p>
22	<p>Q 認定に必要な業績とその点数はどこをみたらわかりますか？</p> <p>A 新規申請、更新申請ともに、50 点以上の研修実績が必要です。詳細は、日本胆道学会認定指導医制度規則 施行細則 第 2 条をご参照ください。</p>
23	<p>Q 過去に 1 度も学術集会に参加していないのですが、申請は可能でしょうか？次回開催される学術集会は参加予定です。</p> <p>A 制度規則 施行細則 第 2 条 2. B. 過去 5 年間の本会学術集会出席が 2 回以上 を条件としています。次回の参加、次々回の参加後、ご申請ください。</p>
24	<p>Q 規則にあります、学会に 2 回以上出席というのは発表ではなく「出席のみ」でよいですか？</p> <p>A 「学会に 2 回以上出席」は「出席のみ」でよろしいです。</p> <p>その他に 「A. 過去 5 年間の研修実績が第 2 条 3 項に示す点数の 50 点 以上」 「B. 過去 5 年間の本会学術集会出席が 2 回以上」 「C. 過去 5 年間に、第 2 条 4 項に定める本会主催指導医養成講座を受講する」 「D. 過去 5 年間に、本会学術集会での 1 回以上の胆道に関する学会発表(演者また共同演者)、または『胆道』、『JHBPS』あるいは関連雑誌での 1 回以上の胆道に関する論文発表(著者または共同著者)」 の4つの要件を満たすことが必要です。(2023 年度申請時より)</p>
25	<p>Q 論文ですが、学会誌のみ対象でしょうか?商業誌は対象外でしょうか？</p> <p>A 商業誌も対象ですが、「胆道」に関する発表のみ申請可能です。点数は 2 点です。</p>

26	<p>Q letter to the editor は業績として認められますか？</p> <p>A ご提出いただきました内容を、個々に委員会で審議します。</p>
27	<p>Q JHBPS の「HOW I DO IT」「IMAGE OF INTEREST」は認められますか？</p> <p>A 胆道に関係していれば可能です。</p>
28	<p>Q 論文発表で、機関誌「胆道」に採用が決まっているのですが、まだ発行されていない論文は申請可能でしょうか？</p> <p>A 未発表の論文は申請不可です。次回、申請してください。</p>
29	<p>Q 学会発表、論文発表で「胆道に関する論文」が条件となっていますが、「胆嚢に関する論文」は対象内でしょうか？</p> <p>A 胆道に関係していれば可能です。委員会で審議します。</p>
30	<p>Q 学会発表で「オーラル」を記載する場合は「オ」と記載したらいいですか？</p> <p>A 一般演題はオーラルもポスターも区別の必要はありません。</p>
31	<p>Q 胆道学会での学会発表は演者・共同演者ともに 10 点でしょうか？また、機関誌「胆道」への論文発表も同様に筆頭者・共同演者は 10 点ですか？</p> <p>A 胆道学会での学会発表は演者・共同演者ともに 10 点です。機関誌「胆道」への論文発表も 10 点です。(2026 年度申請から胆道、JHBPS 論文発表は 10 点になりました)</p>
32	<p>Q Journal of Hepato-biliary-pancreatic Sciences への論文発表は 10 点でしょうか？</p> <p>A 筆頭者・共同演者とも 2026 年度申請以降、10 点です。</p>
33	<p>Q 研修実績で提出する論文で、in press は申請可能ですか？</p> <p>A In press の論文発表は、DOI がついた段階で申請可能です。</p>
34	<p>Q 関連学会とはどの学会でしょうか？</p> <p>A 日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器外科学会、日本外科学会、日本内科学会、日本肝胆膵外科学会、日本超音波医学会、日本内視鏡外科学会、日本医学放射線学会、日本小児外科学会、日本小児科学会、日本病理学会 です。</p>
35	<p>Q 地方会への学会出席や発表は点数加算の対象ですか？</p> <p>A 対象外です。</p>
36	<p>Q 関連誌とはどの学会でしょうか？</p> <p>A 関連学会の学会誌ですが、とくに指定はありません。「胆道」に関連した内容であれば、商業誌でも、海外誌でも申請してください。審議会にて検討します。</p>
37	<p>Q 関連誌：地方医師会の雑誌は可能ですか？</p> <p>A 申請してください。審議会にて検討します。点数は 2 点です。</p>
38	<p>Q 関連学会の専門医資格で今回、認定されたのですが、まだ認定書が届きません。どのように申請したら良いですか？</p> <p>A 認定された学会から証明書を発行してもらい、その証明書を申請書に添付しご提出ください。</p>
39	<p>Q 症例一覧表には、申請した症例数の中から抜粋して 20 例を記載すればいいのでしょうか？</p> <p>A 診療実績症例一覧表には、申請した症例数の中から抜粋して 20 例を記載ください。申請に必要な症例数は施行細則の「指導医の新規認定における過去5年の診療実績に関する規程」をご確認ください。</p>

40	<p>Q 診療実績症例一覧表の施行手技の欄はどういったことを記載したらよいのですか？</p> <p>A 手技、所見の欄は、「内視鏡的碎石術(手技)」や、「総胆管内の腫瘍描出(所見)」、「下部胆管狭窄(所見)」、「内視鏡的ステント留置術(手技)」のように記載してください。</p>
41	<p>Q 症例一覧表の症例数ですが、勤務している病院の症例数を記載しますか？それとも指導医申請をする本人の症例数を記載しますか？</p> <p>A 申請者が実際に関わった症例を記載してください。</p>
42	<p>Q 胆道癌症例に対する外科治療症例数が 20 例以上となっていますが、試験開腹やバイパス術も含まれるのでしょうか？</p> <p>A 試験開腹やバイパス術は含まれません。</p>
43	<p>Q 肝内胆管癌は症例に含まれるのでしょうか？</p> <p>A 肝内胆管癌も含まれます。</p>
44	<p>Q 「経皮経肝的診断治療」について： 膵頭部腫瘍や肝門部リンパ節移転による閉塞性黄疸に対する PTCD やステント挿入術は経験数に含めてもよろしいでしょうか？</p> <p>A PTCD はすべて含めてください。</p>
45	<p>Q 学会発表、論文発表は胆道疾患のみを対象とするのでしょうか？膵疾患もいいのでしょうか？</p> <p>A 胆道に関係していれば申請可能です。審議会で審議いたします。</p>
46	<p>Q 膵頭部癌に伴う閉塞性黄疸に対し胆道ドレナージを実施した症例は該当症例となりますでしょうか？</p> <p>A 胆道ドレナージ術として該当症例となりますので、ご申請ください。</p>
47	<p>Q 薬物治療の症例一覧では、施行日は治療開始日でよいのでしょうか？</p> <p>A 治療開始日をご記入ください。</p>

日本胆道学会認定 指導施設申請について

48	<p>Q 指導医を私 1 人が申請する場合、施設認定の申請も同時に行うことになるが「指導責任者」が私となりますが良いですか？</p> <p>A そのように申請してください。</p>
49	<p>Q 申請書の「本申請に関する問い合わせ先」は誰が対象ですか？</p> <p>A 原則、申請者本人です。</p>
50	<p>Q 申請時、認定施設で勤務していないといけませんか？</p> <p>A 認定施設でない施設に勤務の場合は指導医申請と同時に、指導施設申請書も申請してください。</p>
51	<p>Q 現在、指導医がいない場合は、認定施設認定申請書の日本胆道学会指導医数欄は、空欄で良いのでしょうか？</p> <p>A 「指導医数」欄へは 1 名(申請中) とご記入ください。</p>
52	<p>Q 異動先の病院が指導施設認定を受けていなかった場合は、どうしたらよいですか？</p> <p>A 指導施設の申請をご希望の場合は、次回の申請期間中(例年 10 月に申請受付開始)にご申請ください。指導施設のための申請は、申請料不要です。</p>
53	<p>Q 申請書の「関連学会専門医制度認定施設」の欄はどのように記せばよろしいでしょうか？</p> <p>A 該当の学会にチェックを記載してください。</p>
54	<p>Q 申請書は申請する「各科」ごと、もしくは施設で、1 部でよろしいでしょうか？</p> <p>A 施設で 1 部です。</p>
55	<p>Q 現在の病院で常勤医として申請をしますが、4 月の転勤により現在の病院が非常勤となります。指導施設申請の際に、4 月以降常勤ではなく非常勤となり、一人だけの申請なので指導施設にいる指導医が非常勤のみとなります。この場合、今回申請する施設は指導施設として 4 月以降、認められますか？</p> <p>A 現時点で、実際に勤務している常勤の施設で指導医申請をしてください。また、併せて勤務先施設の指導施設申請も行ってください。ただし、日本胆道学会認定指導施設は、原則として常勤勤務医が在籍していることが条件です。常勤指導医が不在になった施設は、指導施設の資格を失いますので、ご了承ください。(この場合、新規指導医認定は条件を満たせば認定となるが、新規指導施設に 4 月以降別の指導医の転入の有無次第では不認定となります)</p>